

平成23年度 第6期第1回  
東京地方労働審議会 労働災害防止部会

平成24年3月13日

【井上室長】 本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、労働災害防止部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、労働基準部監督課庶務室の井上と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、労働災害防止部会を開催いたします前に、第6期の部会委員に就任いただきました皆様のご紹介と、事務局の出席者の紹介をさせていただきたいと思っております。

初めに、公益代表委員からご紹介させていただきます。向かって左側より、金子委員でいらっしゃいます。

【金子委員】 金子です。

【井上室長】 尾津委員でいらっしゃいます。

【尾津委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 続きまして、労働者代表委員をご紹介させていただきます。傳田委員でいらっしゃいます。

【傳田委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 三宅委員でいらっしゃいます。

【三宅委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 米田委員でいらっしゃいます。

【米田委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 続きまして、使用者代表委員をご紹介させていただきます。加藤委員でいらっしゃいます。

【加藤委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 田中委員でいらっしゃいます。

【田中委員】 よろしく申し上げます。

【井上室長】 渡邊委員でいらっしゃいます。

【渡邊委員】 渡邊です。

【井上室長】 ありがとうございます。なお、公益代表の田付委員は、ご都合により、

ご欠席でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。労働基準部長の引地でございます。

【引地労働基準部長】 よろしくお願いいたします。

【井上室長】 監督課長の湯川でございます。

【湯川監督課長】 よろしくお願ひします。

【井上室長】 安全課長の増岡でございます。

【増岡安全課長】 よろしくお願いいたします。

【井上室長】 健康課長の駒場でございます。

【駒場健康課長】 よろしくお願いいたします。

【井上室長】 以上、ご紹介をさせていただきました。

それでは、ただいまより、東京地方労働審議会第6期第1回労働災害防止部会を開催いたします。

まず初めに、本日の部会の定足についてですが、本日の出席委員は、公・労・使の各代表1名以上かつ全体の3分の2以上の出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項により、いずれにおいても、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規程第5条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録についても公開させていただくことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、最初に議題に入ります前に、引地労働基準部長よりごあいさつを申し上げます。

【引地労働基準部長】 どうもお忙しいところ、本審に続きまして、労働災害防止部会ということで、お願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

本日のこの部会は、労働災害防止、とりわけ第1次労働災害防止計画、これは平成20年度が初年度でございます、平成24年度まで、すなわち、来年度までの5年間の計画でございます。その計画期間の目標といたしまして、死亡災害は20%以上の減、死傷災害は15%以上の減でございます、そういった形で取り組んでまいりましたが、先ほどごらんいただきましたように、休業災害のほうは減少どころか増加に向かってございまして、死亡災害のほうもなかなか減少しない状況でございます。

とりわけ、今年に入りましてから、死亡災害、休業災害とも急増してございまして、何

としてもこの増加傾向に歯どめをかけなければならないということで、特に、今年の上半期、1月から6月までの間に、東京ゼロ災害運動ということで、集中的な行政対応をしていくと同時に、広く、使用者、労働者、あるいは国民の皆様も含めた、広範な取り組みを展開いたしまして、労働災害、を1件でも減少させるように取り組んでまいりたいと思います。これから具体的なご説明をさせていただきますが、いろいろなご意見を賜ればありがたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【井上室長】 ありがとうございます。

それでは、部会長の選出ですが、地方労働審議会令第6条第5項の規定に基づき、公益代表委員のうちから選出することになっております。部会長の選出につきましては、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

【尾津委員】 公益委員のうちからということで、前期に引き続き、金子委員に部会長をお願いしたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【井上室長】 ありがとうございます。ただいま、金子委員を部会長にご推薦がございました。異議なしということでございますので、全会一致で金子委員に、部会長にご就任いただくことといたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用された第4条により、金子部会長をお願いいたしたいと思います。金子部会長、どうぞよろしく願いいたします。

【金子部会長】 前回に引き続きということで、まとめ役をさせていただきたいと思います。

この会議も、本審でも、労災に関しては、かなり関心の高いテーマとしてご議論もあったわけでありまして、職場における安全と健康の確保というのは、日本の国民にとっては最も重要な課題の1つですから、皆様のご協力を得て、労働災害防止部会の審議を、その目的に沿って、円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、地方労働審議会令第6条第7項において、私から部会長代理を指名させていただくことになっております。部会長代理につきましては、尾津委員をお願いしたいと思います。尾津委員、よろしいでしょうか。

【尾津委員】 はい。よろしく願いします。

【金子部会長】 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、尾津委員に部会長代理ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、議事録につきまして、東京地方労働審議会運営規程第6条において、部会長のほかに2名の委員に議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、労働者側は傳田委員、使用者側は田中委員に、署名委員になっていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、これから具体的に議題に入ってまいります。議題2の「第11次東京労働局労働災害防止計画の実施状況」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。増岡課長と駒場課長から、順次ご説明をいただいて、ご質疑があればその後ということにしたいと思います。時間的には、今日の予定は非常に短くて、一応、12時までには終わるという予定でありますので、要領よくお話をいただければと思います。それでは、早速お願いいたします。

【増岡安全課長】 安全課長の増岡でございます。私のほうからは、災害の発生状況及び当局の対応、主に安全関係について、ご説明を申し上げます。

11次防計画につきましては、現在4年目、来年度が5年目、最終年度を迎えるということございまして、目標の数値につきましては、リーフレットにもありますように、死亡災害20%以上減少、死傷災害15%以上減少でございまして、具体的な数でいきますと、死亡災害で77人、死傷者で8,506人、これが目標の数値となります。

これを踏まえまして、現在の数値でございますけれども、「労働者の安全・健康を確保するための対策の推進状況」という資料が、資料No.1でございますけれども、これの2ページ目でございます。こちらが現時点の数値となっております。死亡災害につきましては、3月9日現在で69人ということで、前年の確定の数字、73人を若干下回っている状況でございます。11次防の目標も下回っている状況でございます。しかしながら、一方、死傷災害について見ますと、2月末現在で9,198人。前年度比で1.6%の増となっております。このままの推移でいきますと、死傷災害は2年連続の増加となりまして、目標達成につきましては、最終年で約1割程度の減少が必要ということで、極めて厳しい状況でございます。

また、昨年災害の発生状況を見ましても、我が国を代表する大手建設業の現場で死亡災害等、重大な災害事故が相次いだということで、安全管理水準の低下が懸念されるところでございますけれども、これを踏まえまして、9月29日に、死亡災害等を発生させた

元請け10社を招集しまして、局長みずから、緊急要請ということで、災害防止対策の現状の検証、改善計画の策定、実施状況の報告等を求めたところでございます。こちらにつきましては、資料の12ページに一覧がございますけれども、この9月の緊急要請以外にも、災害の発生を契機として、あるいは一昨年の災害発生状況を踏まえて要請を行ったほか、またこれは全国での対策の一環ということでもありますけれども、三次産業対策として、小売業関係団体、あるいは陸運対策ということで、荷主要請等を行っているところでございます。

今年に入っの、災害の発生状況でございますけれども、前後して申しわけございませんが、資料の3ページでございます。こちら、まず死傷災害を見ますと、昨年同期に比べまして、30%の増、特に死亡災害につきましては、前年同期が1人で非常に少なかったということもございますけれども、3月9日現在で11人ということで、急増しております、非常事態とも言うべき状況かととらえております。また、全国的にも死傷災害は2年連続で増加しております、本年に入ってから、2月末現在で、死傷災害が7%増、死亡が30%近く増ということで、極めて憂慮すべき事態となっております。このような状況を受けまして、厚生労働省においては、災害の増加に歯どめをかけ、減少傾向に転ずるため、災害防止対策を最優先課題として、特に平成24年の1月から6月までを中心に、集中的な災害防止への取り組みを実施するという、指示のあったところでございます。

このことを受けまして、東京労働局の取り組みでございますけれども、資料の9ページをごらんいただきたいと思ひます。まず、災害多発業種を中心にとということで、重点業種としましては、建築工事業、道路貨物運送業、第三次産業の特に小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業でありますけれども、こちらを中心に集中的な監督指導を実施するとともに、さらに広範な災害防止活動を促進するという観点から、東京ゼロ災害運動を立ち上げました。こちらにおきましては、災害防止のためのリーフレットの大量作成、配布ということで、本日も資料の中で、社会福祉施設向けのリーフレットをつけてございますけれども、このほか、広く事業者、業界団体にも運動への参加を呼びかけておりまして、安全宣言運動などを推進していくというふうにしております。こちらの安全宣言運動につきましては、ワッペンなどを張っていただいて、私はこれこれに取り組みますというようなことで、やっていただくということで、本日もこういった資料をつけてございます。こういったワッペンをつけて、活動していただくようなイメージでございます。

また、去る3月8日には、東京ゼロ災害推進会議ということで、重点業種の業界、事業者団体、あるいは防災団体等に参集いただきまして、会員事業所への周知のほか、団体として、お願いを申し上げたところでございます。

また、本運動のスローガン、「働く人、企業、家族の元気づくり～東京ゼロ災害運動」となっておりますけれども、こちらは労働災害が元気の礎という観点からのものでございまして、今、厚生労働省におきましては、「あんぜんプロジェクト」ということで、資料、リーフレットもつけてございますけれども、安全から日本を元気にという趣旨で、安全に取り組む企業に、ホームページにリンクをしていただいてPRをしていただくと、これをもって、企業価値を高めることを期待するというので、プロジェクトを立ち上げて、進めているところでございますけれども、こういったプロジェクトともリンクして、プロジェクトへの参加勧奨なども、この東京ゼロ災害運動の中で進めていきたいと考えております。まずは、6月までを取り組み期間としておりますので、それまでは、その取り組みによって、災害減少を目指していきたいと考えているところでございます。

また、それ以外にも、今回、資料のほうで、10ページになりますけれども、「東日本大震災の発生に伴う対応」ということで、当局の取り組みをつけてございます。震災後、間もなくから、当局から職員を、被災地労働局に派遣しまして、労災請求への対応から各種相談業務等に従事し、安全関係でも、現場の災害防止パトロールなどを実施していただいております。東京からも多くの方々から、災害復旧工事等に従事していることを踏まえまして、送り出しに当たっての留意事項について、関係業界団体に要請をするほか、こういった放射線防護の講習会、瓦れき処理の講習会、あるいは、最近では、除染関係の講習会などを開催しておるところでございます。

それから、次に11ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの11次防計画におきましては、災害の減少数以外にも、安全管理者の選任率、あるいはリスクアセスメントの導入につきまして、目標を掲げておりまして、安全管理者の選任率に関しましては、順調に伸びておりまして、現在、いずれも90%近い数字となっております。また、リスクアセスメントの導入につきましても、規模50人以上の製造業事業場で70%以上の導入ということでございますけれども、本年度末でおおむね6割ということでございまして、目標の達成に向けて、もう一步と認識しております。

以上のように、災害の発生状況は、非常に厳しい状況がございまして、当局におきましては、集中的取り組み、東京ゼロ災害運動の展開によって、11次防の目標達成を

目指していきたいと考えているところでございます。私からは以上です。

【駒場健康課長】　　続きまして、健康課から、労働者の健康確保対策につきまして、ご説明をいたします。11次になります労働災害防止計画に基づきまして、推進しているところでございます。23年度の実施状況、24年度の取り組みについて、簡単にご説明をしたいと思いますっておりますが、24年度につきましては、今、安全課長からお話し申し上げましたとおり、前半期、労働災害防止のための集中的な取り組みをするということでございます。その大きな枠組みの中での、健康確保対策の実施ということになるかと理解しております。健康確保対策の重点でございますけれども、これは、従前から大きく変わったところはないでございますが、メンタルヘルス対策がまず第一でございます。続きまして、過重労働による健康障害防止対策、アスベストによる健康障害防止対策、そのほか、職業性疾病の防止、受動喫煙の防止といったところがございます。

資料の13枚目をごらんください。まず、メンタルヘルス対策でございます。メンタルヘルス対策は、ご承知のとおり、自殺者が減らないという状況が継続しておりまして、都内でも23年中3,300人余りの方が自殺をされて、5%ほどの対前年比増加となっております。また、労災の精神障害等の支給件数も高止まりという状況で推移しているということが、背景としてございまして、重要な課題となっております。

都内の状況の一端を示す資料も、本日つけさせていただいておりまして、資料No.7にアンケート結果というものがございます。これは、都内の中堅大手企業本社に対し実施しましたアンケート調査の結果を、昨年度公表したということでございます。この中で見られるのは、今後従業員に精神障害の発症の懸念があるとしている企業の割合が、77%、8割弱あるということでございますとか、過重労働が関連した精神疾患の発症が懸念されるとしている企業が、53%、5割強あるということでございます。こういったことを踏まえまして、23年中、メンタルヘルス対策といたしまして、メンタルヘルス対策の指針が定められておりますので、この周知、啓発、徹底を図ってまいりました。各事業所におきましてこの指針を実施していただくことが必要だということでございます。そのほか、啓発活動といたしまして、10月に産業保健フォーラム等の実施もいたしました。さらに、対策としまして、経営トップの方に、メンタルヘルス対策をスタートさせるんだということが決意していただけるように、働きかけをするということに力を入れてまいりました。

そのほか、局内の各監督署で、個別の事業所に対するメンタルヘルス対策の指導を展開してきたという経過でございます。24年度も引き続き、これらの対策を講じていくこと

にしているわけでありませけれども、特に、その13枚目の紙の右半分の一歩下、3番目に、「事業者への支援策」というのがございませ。メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター、情報サイト「こころの耳」といった、事業者に対する支援策がございませるので、これをぜひ積極的にご利用いただきたいということの呼びかけを強力に、24年度につきまして実施をしていきたいと考えているところございませ。支援策の状況につきましては、今、ご覧いただいております、資料13枚目の左半分のページに書いてございませ。それから、これもご承知のとおりございませけれども、労働安全衛生法の改正法案が国会に提出をされてあり、この中に、メンタルヘルス対策の条項が入っておりますので、成立後については、この周知等々を実施する予定にしております。

続きまして、過重労働による健康障害防止対策ございませ。重点は、長時間労働の削減、あるいは健康診断、事後措置の徹底、あるいは長時間労働者に対する医師による面接指導ということになります、23年度中、いろいろな機会をとらえまして、既に定められております事業者が講ずべき措置の周知徹底をするということで、取り組んでまいりました。その主要なものは、資料の14枚目になりますけれども、右半分に出ております、「過重労働による健康障害防止運動」という取り組みとしてやっております。特に、その推進月間を中心に、労使の皆様方が一体となって、健康障害を防止するための機運の醸成を図るということに取り組んでまいりました。

過重労働による健康障害防止の重要事項としまして、長時間労働者に対する医師による面接指導というのがございませ。これにつきましては、その徹底が肝心であるということで、労働基準監督署でも指導を重ねているところございませけれども、特に50人未満の事業所におきましては、産業医の選任義務もございませないので、なかなか医師による面接指導がうまくいかない、不徹底であるということもございませ、この50人未満の事業所に対しましては、地域産業保健センターでそれを実施するという支援措置、これも事業者支援措置ございませけれども、この周知徹底に努めてまいったという経過ございませ。24年度におきましても同様の取り組みをしてまいりたいと思っております、地域産業保健センターの利用勧奨に、ぜひ一層の力を入れてまいりたいと思っております。この関係につきましては、資料No.9を今年の1月に作成いたしまして、添付しております。

続きまして、アスベストによる健康障害防止対策についてございませ。これは資料の15枚目に入れさせていただいております。アスベスト対策につきましては、関係法令が多数ございませ、これらをいろいろな機会に、皆さんに知っていただくこと、補償制度



もこういったことがあるということ、幅広く知っていただくことに力を入れてまいっております。その際に使っております、私どもの資料というのは、資料No.10に入っておりますような冊子を使ってやっているということでもあります。

それと、労働者のばく露防止対策につきましては、解体工事等でのばく露防止対策の徹底を図ることが重要でございますので、計画届、作業届等の受理の際に、十分な指導をする、あるいは個別の現場の指導をすることを実施しており東京都、あるいは区、市との、地方公共団体との連携を図りながら、これらのことを実施してまいりました。

法令に関連しましては、資料15枚目の右半分に挙げておりますとおり、アスベストの製造、輸入、譲渡、提供、使用が、3月、今月の1日から、今まで、猶予措置があったものがなくなりまして、全面禁止されることになりましたので、これについても周知を始めたところでございます。

続きまして、受動喫煙防止対策でございます。16枚目に資料を入れさせていただいております。これにつきましては、防止対策の必要性、これを、いろいろな機会を通じまして、事業者の方々にお知らせしているということでございまして、資料の右半分が始まるパンフレット、こういったものを使ってやっております。昨年11月からは、受動喫煙防止対策に取り組む事業者向けの支援措置が始まりまして、これは、16枚目資料の左半分の方にございます、支援事業、特に助成金制度がございますので、これらの周知を図ってまいったというところでございます。

以上、簡単ではございますが、主要な健康確保対策の部分についてのご説明ということにさせていただきたいと思っております。終わります。

【金子部会長】 どうもありがとうございました。次年度が5カ年計画の最終年度に当たりますけれども、あんまり自慢できるような数字が出ていないというところに、1つ、問題があるのですけれども、ただいまの実施状況のご報告の中で、ご質問なり、ご意見なり、ございましたら頂きたいと思っております。

【加藤委員】 資料No.5ですが、先日、3月8日、ゼロ災害運動につきまして、この場所でご説明いただきまして、その日のうちに、趣旨は会員企業に流しました。その中で質問があったのですが、こののぼりとワッペンが災防団体及び監督署から配布されるというご説明だったのですが、いつ頃になりますか。

【増岡安全課長】 年度内には。

【加藤委員】 3月いっぱいぐらいですか。

【増岡安全課長】 そうですね、お配りしたいと思うんですけども。

【加藤委員】 あと、建設の場合、各現場でやると、ものすごい数になるのですが、これ、有料なのか、無料なのか、それも教えて下さい。

【増岡安全課長】 行政からは、あくまでもサンプルとしてお渡しするものでありまして、後はそれをもとにして、団体なり、事業者さんなりでは、独自に似たようなものを作っていたらいいというようなことです。

【加藤委員】 のぼりもワッペンも、自分のところで作って下さいと。

【増岡安全課長】 そうですね、そういうことなんです。

【加藤委員】 どこかのメーカーで大量生産すれば、それだけ安くなると思うのですが、その辺、ちょっと何か。全産業で取り組みですよ、言ってみれば。

【増岡安全課長】 そうですね、ええ。

【加藤委員】 建設業もかなりの数となるし、ですから、やはりどこかでまとめた方が安くなるような気がするんですよ。同じ、買うにしても。ただ、各々でというよりはこの趣旨で、例えば、のぼりでも、大きさが、幾つ掛ける幾つというのがないですよ。そうすると、まちまちになっちゃうだろうし、1つのサンプルを作っていったらいいのかな。ワッペンは、何か、この前、3月8日の説明では寸法が書いてあったんですよ。

【増岡安全課長】 そうですね。一応、行政でつくるものということで、そのとおりでなくても結構ですけど、大体同じような形でというふうに考えておりますので。

【金子部会長】 のぼりは、サイズはないんですか。

【増岡安全課長】 決まっているわけではないです。45センチの180センチで、今、行政の方では作っていますけれど、別にそれが決まりというわけではありませんので。

【金子部会長】 見えなきゃ意味ないしね。小さいのが、この辺のテーブルの上にあるんじゃないかな。

【加藤委員】 労働局や防災団体がただで配るのは大変だと思ったので。

【金子部会長】 法律なんかで、こういう図柄が書いた法律があるじゃないですか。

【増岡安全課長】 はい。

【金子部会長】 国旗のあれなんかを見ていると、ちゃんと寸法も入っていなかったっけ、あれは。全部寸法が入ってるよね。

【増岡安全課長】 そうですね。寸法とか、比率とか、ちゃんとした、そういったものを決めているものは、これはそこまできっちりしたものではないんですけども。

【金子部会長】 企業負担でやるわけですか。業界全体で。

【加藤委員】 東京全体でやると、全産業でしたらかなりの数になるもので、スケールメリットで、できるだけ、何て言ったらいいのかな。どこかのところに、例えば中災防さんとかに僕らも注文できれば、各々が作れって言ったら、大きさも色も違っちゃうと思うし、その辺で考えていただけたら。

【増岡安全課長】 理想的には、災防団体とか、業界団体につくっていただければというふうには思いますけれども。

【加藤委員】 災防団体さんとか、その辺で、支部で考えてやってくださいと、おのおのの災防団体の支部でね。支部って言ったらいいかな、業界のもとで考えて……。サンプルは、そしたら災防さんとかに行くわけですか。

【増岡安全課長】 そうですね。ですから、サンプルで、例えばこういったものをつくっていただいてというようなことで。

【加藤委員】 それが3月の末ぐらいになるということですか。

【増岡安全課長】 そうですね。3月の後半、終わりぐらいにはなってしまうかと思えます。

【傳田委員】 私なんか、てっきり、この労働局の脇に、連合マークでも入れさせてもらおうかなと思っていたんですけど、そういうわけにいかないわけですね。

それから、そういう話になったので、少し。先ほど、チラシも大量に作成して配るというお話もあったのですが、私たち、使い勝手のいいのは、データでいただくと、最近はカラー印刷とか、データでそれぞれ、関係のところを送ったりできるので、データさえあれば、非常にいろいろなふうに使えますので、チラシのデータとか、PDFでとってというよりも、そのままデータでいただいたほうがきれいに出ますので、そんな工夫をいただければありがたいです。

【増岡安全課長】 はい。検討させていただきたいと思います。

【金子部会長】 他にいかがですか。

【傳田委員】 この趣旨は我々も一生懸命やろうと思っているんですけど、もう一つは、安全専門家会議の開催と、それから、その中の審議状況とか、年に2回ということですので、そこでの取り組み状況を教えていただければと思います。

【増岡安全課長】 今年度は、2回開催いたしまして、6月と、今年の1月です。第1回目はメンタルヘルスということで、基本的にいろいろな業種の方が集まりますので、あ

る程度、共通的な事項ということで、メンタルヘルスを題材にいたしました。2回目のときはリスクアセスメントを題材にしまして、事業場の視察ということも兼ねてやりまして、JR東日本の車両総合センターで、リスクアセスメントの取り組みを非常に良くやっていたらっしゃるということで、視察をかねて、会議を開催いたしました。

【傳田委員】 パトロールも、場合によってやりますということ、兼ねてということですか。その見学会というのは。

【増岡安全課長】 パトロールという形では、銘打っておりませんが、委員の方々に、事業場で、先進的な取り組みをご覧いただいているということで、またその団体のほうなりに戻っていただいて、活動に生かしていただくという観点で、視察ということで組ませていただいています。

【傳田委員】 わかりました。

【金子部会長】 他にいかがですか。

ちょっと教えてほしいんだけど、アスベストが3月1日から全面禁止ということになって、その中で、ちょっとわからないんだけど、重量0.1%を超えて含有していると、これが禁止で、それ未満だったら、それは禁止にはならないということですよ。この0.1というのは、健康に影響がかなり深刻だという数値なんですか。

【駒場健康課長】 というふうに理解をしております。以前、平成21年ごろかと思いますが、この0.1%というのは、従前は1%ほどまでだったということですが、ここへ来て、なお発がんのおそれありということもあって、強化されて0.1%になっていると理解しております。

【金子部会長】 段階的に厳しくなっているということは、さらにこの先も厳しくなる可能性があるのかどうか、その辺の数値の基準がよくわからないものですから、何とも申し上げられないのですが、現在の医学水準では、0.1%未満であれば、健康には影響はないということでしょうか。

【駒場健康課長】 であろうかと思っております。

【三宅委員】 聞いたところによると、これは計測できるのがこのくらいまでというふうに聞きますよね。実際問題としては、大気中にも漂っているわけですから、この0.1%というのは、計測の限界なので、精度が上がればできるのかもしれませんが、基本的にはこれ以上ないということだと思います。

アスベストのことが出たついでで、発言ですけれども、東日本大震災でも、瓦れき処理

の中に、大気で、アスベストが浮遊しているとか、飛散性のアスベストはもっと飛んでいるわけですけれども、まだ向こうのほうは海岸線で、大都市ではなかったのも、そんなに飛んでいないという話もあるので、もし首都圏で、ああいうふうな規模の災害があった場合は、ほんとうに大変なことになるんじゃないかなと思います。阪神・淡路のような状況になると思うのですけれども、東京都にも、僕ら、全建総連の都連として、要請をしているのですけれども、吹きつけアスベストの除去を徹底してやっておくことが必要じゃないかなと思うんだよね。それで、今、国のほうでは、助成金が出る仕組みになっているんですよ。でもそれは、各自治体が基本的に、3分の1、国が出して、3分の1、自治体が出して、そして残りが本人負担というか、そういう形になっているものですから、なかなか、東京都が踏み切らないと、それが実行されないと。隣の埼玉は、一定の自治体がやるようになっていきますので、600万円まで助成金が出るんです。僕、行政間で、そういう、この助成制度がないと、現実問題として、吹きつけアスベストの除去は、相当お金がかかるので、進まないと思うんです。そういう意味で、労働局だとか、そういうところから、国の予算も出てくるということで、東京都に対しての折衝とかできないんでしょうか。そうすると、先々の危険性がぐっと下がると思うんです。

【金子部会長】 どうですか、今の点は。

【駒場健康課長】 助成金の件は、詳細、承知しておりませんが、恐縮でしたけれども、おっしゃるとおり、吹きつけアスベストの除去の徹底というのは、大事なことになるので、これにつきまして、情報収集して、対応ができるかどうか、考えてみたいと思います。

先ほど、私、申し上げました、間違えまして、重量%の0.1%超えの規制は、18年からでございました。申しわけありませんでした。

【金子部会長】 ほかに何かございましょうか。

【傳田委員】 従業員の健康管理などに関するアンケートというのは、ここに書いてあるように、平成14年、15年、16年、19年。そして、22年の9月ということですが、これ、不定期なようなんですけれども、これというのは、例えば、今年実施するとか、去年の9月は実施したとかということは、あるんですか。または、予定というか、例えば今年度やるかということはあるんでしょうか。

【駒場健康課長】 4年ぐらいの間に1回ぐらいで、実施をしているという実情でございます。その年々で、計画をするということでありまして、今年度はなかったし、24年度も今のところ、予定をしておりませんでした。

【傳田委員】 わかりました。

【金子部会長】 ほかにございませんか。ご意見がないようでしたら、時間もちょうどいっぱいですので、終了したいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、東京労働局におきましては、以上の意見を踏まえて、計画の達成に向けて努力をお願いいたします。

それでは、事務局のほうに戻しますが、特に何かございますか。

【引地労働基準部長】 では、一言御礼を申し上げさせていただきます。

大変、お忙しいところ、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。ご説明申し上げましたように、非常に労働災害、厳しい状況でございまして、5年間やってきて、最後の年になって、このような状況というのは、大変残念なところでございますけれども、それぞれ、国民の皆さん、あるいは使用者、労働者、力を合わせて、行政側と一体となって、お取り組みを進めていただくように、お願い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【金子部会長】

では、本日はこれで終わりということにいたします。どうもありがとうございました。

了